

中小・小規模事業者向け

課税事業者も 知らない**と損**をする!
 免税事業者も

消費税インボイス制度

対策セミナー + 個別相談会

13:30~15:30

15:30~16:30 ※事前予約制

令和5年10月1日から消費税インボイス(適格請求書等保存方式)制度が導入される予定です。このインボイス制度は、課税対象の企業・個人事業主のほか、消費税の納税義務のない事業者にも大きく影響を受ける可能性があります。本セミナーでは特に**登録の検討が必要となる個人事業主にも**、インボイス制度の概要から実務のポイントについて、分かりやすく解説します。**まだ登録をしていない方や、課税事業者への選択に迷われている方は是非ご参加ください。**

※インボイス発行事業者になるかどうかは任意であるため、最終的には経営者の判断となります

令和5年

1月16日(月)

インボイス制度登録申請の判断ポイント

講師 一般社団法人ビジネスサポートこうち
 代表理事・税理士

中嶋 司氏

対象 中小・小規模事業者
 (会員・非会員問いません)

定員 50名

場所 高知商工会館
 (高知市本町1-6-24)

※駐車場は近隣のパーキングをご利用ください。



登録申請 「する」	登録申請 「しない」
適格請求書(インボイス)発行事業者となる場合 適格請求書を 発行できる	適格請求書(インボイス)発行事業者にならない場合 適格請求書を 発行できない
・取引先は 課税事業者が多い	・顧客は 消費者のみ ・取引先は 免税事業者のみ ・他に 代えられない商品、サービス を提供している
適格請求書(インボイス)の発行が求められるため、 適格請求書発行事業者になる 必要性が高い	適格請求書(インボイス)の発行は必要ないため、 適格請求書発行事業者の登録は 必ずしも必要ではない
該当する方が今回の セミナー対象者です	

**参加費
無料**